

議案参考資料
令和6年6月定例会

市議第3号	宮津市議会委員会条例の一部改正について	区分	条例の改正
-------	---------------------	----	-------

【提案の概要】 ◆提案の趣旨・目的 会派構成の変更に伴い、常任委員会（議会情報化委員会）及び議会運営委員会の委員の定数を改正するもの。 ◆提案の概要 〔主な改正条文と改正内容〕 ・第2条〔常任委員会の名称、委員定数及びその所管〕 議会情報化委員会の定数 7人→6人 ・第5条〔議会運営委員会の設置〕 議会運営委員会の定数 5人→4人 ◆施行日 公布の日	【政策等の背景・提案までの経過】	
	【市民参加の状況】	
	【政策等の効果及び費用】	
	■予算措置しているものについては、その額を記載 >>> 千円	
	【他の自治体の類似する政策との比較】	
	担当課・係	添付資料
議事調査課 議事調査係（45-1639）	・新旧対照表	

宮津市議会委員会条例の一部改正について

新 旧 対 照 表	
現 行	改 正 案
<p>(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。この場合において、第1号及び第2号の常任委員会が所管する事項には、第3号から第5号までの常任委員会が所管する事項は含まないものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 議会情報化委員会 <u>7人</u></p> <p>議会広報誌の編集及び発行に関する事項、議会広報の調査及び研究に関する事項並びに議会報告会に関する事項</p> <p>2 (略)</p> <p>(議会運営委員会の設置)</p> <p>第4条 議会に議会運営委員会を置く。</p> <p>2 議会運営委員会の委員の定数は、<u>5人</u>とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。この場合において、第1号及び第2号の常任委員会が所管する事項には、第3号から第5号までの常任委員会が所管する事項は含まないものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 議会情報化委員会 <u>6人</u></p> <p>議会広報誌の編集及び発行に関する事項、議会広報の調査及び研究に関する事項並びに議会報告会に関する事項</p> <p>2 (略)</p> <p>(議会運営委員会の設置)</p> <p>第4条 議会に議会運営委員会を置く。</p> <p>2 議会運営委員会の委員の定数は、<u>4人</u>とする。</p> <p>3 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">この条例は、公布の日から施行する。</p>